公共施設の適正化に取り組みます

公共施設の適正化

合併前の3町では、それぞれ町の規模に合わせ公共施設（体育館、図書館、グラウンド等）を整備してきました。

平成18年3月20日に誕生した加東市は、それらの施設を引き継ぎ、現在に至っています。

一つの市として加東市を見ると、同種の施設が複数あり、同規模の他市よりその重複感があります。

そのため、その重複感を解消し、公共施設（道路や上下水道の基盤施設を除く）の適正化を進め、適切な施設配置と効率的な管理運営を図ることとしています。

ここでいう「適正化」とは、単に施設数を減らすことだけではなく、既存施設を

○廃止・統合すべきもの
○他用途施設として利活用すべきもの（民間活用を含む）
○長寿命化を推進すべきもの

に区分し、これらを年次計画により推進することをいいます。

【第一次行財政改革】

市では、「行財政改革の推進」をまちづくりの重要課題の一つと位置付け、第一次行財政改革（平成18年度から21年度までの4年間）で、職員数の大幅な削減や事務事業の統廃合などにより21億円の財政効果を創出するなど、一定の成果がありました。

【第二次行財政改革】

そして、平成22年度からの第二次行財政改革では、「加東市は、合併により市の規模以上に多数の公共施設を保有し、特に同種の公共施設に重複感がある」との認識に立って、「公共施設の適正化」を最優先事項として取り組むこととしました。

【公共施設マネジメント白書】

これまでの行政（自治体）は、公共施設の整備には注力してきましたが、整備後の施設のコスト（施設の維持管理費＋運営費）については、ほとんど把握してきませんでした。

施設の初期整備費よりも施設の維持管理・運営費がはるかに高額になることから、施設の企画・設計段階から建設、竣工、そして運用を経て、寿命により解体処分するまでを「施設の生涯」と定義し、その期間に必要な費用を生涯コスト（ライフサイクルコスト）として把握することが重要となってきました。

このライフサイクルコストに占める初期整備費の割合は、全体の1／4に過ぎないと言われていることから、合併により同種の公共施設を多く抱える加東市にとっては、今後の膨大な維持管理・運営費を負担していくことは財政的に相当困難であると考えられます。

このような状況を踏まえ、公共施設の今後のあり方や方向性などを定め、適正化を進めるための基礎資料として、平成24年3月に「公共施設マネジメント白書」を取りまとめました。

【今年度の取組】

同種の施設を所管する部署の職員で構成する「公共施設適正化検討委員会」を7月に設置し、検討を重ねています。各種公共施設をご利用いただいている方へのアンケート調査、取組状況の情報発信を行い、今年度中に公共施設の適正化の方向性を委員会から市長に具申します。

一方、市議会においても、「公共施設のあり方検討特別委員会」が設置され、加東市の公共施設のあり方について議論されています。

【同種の公共施設の現状と課題】

施設区分	施設数	現状と課題
市庁舎	3施設	新庁舎整備後の旧３庁舎の活用 ○社 庁 舎：解体（駐車場整備） ○滝野庁舎：北はりま消防本部 減災・防災啓発施設 救援物資保管 ○東条庁舎 ・本館：解体（駐車場整備） ・新館：救援物資保管 ・別館：加東消防署東条分署
市立幼稚園	2施設	幼児教育に対する関心が高い反面、定員に対して、園児数が少ない状況にあります。
市立小学校	9施設	北播磨でいち早く学校施設の耐震化を完了しましたが、9小学校のうち小規模な小学校で児童が減少しています。 校区再編なども視野に入れる状況も予測されます。
市立中学校	3施設	立地条件などからバリアフリー化が進んでいなかった東条中学校で整備に着手しました。
文化会館	3施設	3館の大ホールの合計定員は、1,678人で北播磨で一番多い状況です。3館それぞれに特徴がありますが、全てを維持していくことは相当な負担になります。
図書館	4施設	4館の合計蔵書数は、北播磨で突出して多い状況です。図書館は市町間で相互に利用が可能ですが、利用者の半数近くが、市外の方である図書館があります。
公民館	3施設	新庁舎整備とあわせて、方向性を定めます。
体育館	6施設	新庁舎整備に伴い、社中央体育館を廃止しました。 また、施設の活用状況から東条東体育館を廃止しました。 今後は、老朽化した体育館の統廃合などにあわせて、市の規模に見合った新たな体育館等の整備についての検討も必要です。
グラウンド	8施設	多目的グラウンド、野球場、ソフトボール場など8施設があります。滝野総合公園多目的グラウンドを除いて施設水準が低く、借地の課題もあります。
テニスコート	5施設	やしろ鴨川の郷の4面を含めてテニスコートは16面あります。そのうち14面が夜間照明を備えたオムニコートです。残りの2面は、利用者が少なく施設水準も低い状況です。
市立保育園	4施設	市内には公立私立あわせて16保育所あり、そのうちの4園が市立保育園で、全て社地域にあります。現在、待機児童はなく、公立私立で提供するサービスに差はありません。
児童館	2施設	児童館は、児童福祉法で設置が義務付けられた施設ではなく、利用者がほぼ限定されているため、親子の交流拠点や居場所として機能するとともに、福祉的な援助機能の付加が求められています。
温泉施設	2施設	温泉施設は、東条福祉センターとどろき荘と滝野交流保養館（滝野温泉ぽかぽ）の2施設があります。周辺で、温泉施設が整備・充実される中で、施設の老朽化と利用者の減少が課題になっています。

第8回加東市公募美術展作品募集

あなたのご応募をお待ちしています

【部　門】
日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真

【応募規定】
資格　満15歳以上の方（ただし、中学生は除く）
出品点数　各部門とも1人2点まで
出品料　1点につき500円
※応募作品は未発表・自身の作品のみ可。各部門ごとの規格・注意事項等は、募集要項をご覧ください。

【作品受付】
平成26年1月18日(土)、19日(日)　10時～16時
滝野図書館2階ギャラリー「伝」

【展示会】
平成26年2月5日(水)～9日(日)
滝野図書館2階ギャラリー「伝」および3階会議場で、入賞・入選の作品を展示します。
※審査結果はハガキで直接通知します。

【表　彰】
最優秀賞　各部門1点
副賞　10万円
優秀賞　各部門3点
副賞　3万円
奨励賞　各部門若干名
記念品
※各部門とも、賞に該当する作品がない場合もあります。
※表彰式　平成26年2月9日(日)　13時30分～
滝野公民館2階多目的室

募集要項は、市各庁舎窓口センター、社公民館、滝野公民館、東条公民館にあります。

問い合わせ
教育委員会生涯学習課（滝野公民館内）
☎48・3073

福祉年金の申請を

新規に障害者手帳等の交付を受けた方は、

障害者手帳等をお持ちの方には、加東市福祉年金が支給されます。新規に手帳等の交付を受けた方で福祉年金を希望される方は、9月13日(金)までに申請してください。（福祉年金申請書および振込口座依頼書を、お近くの窓口センターへ提出してください）

なお、昨年、福祉年金を受給された方の申請は不要ですが、振込口座を変更される場合は、口座変更の届出が必要です。印鑑と振込口座の番号がわかるものを持って、左記の担当課へお越しください。

支給基準
9月1日現在で、1年以上加東市に住所を有し、下表にあてはまる方
※対象と思われる方は、担当課までお問い合わせください。

支給方法
10月25日(金)に口座振込で支給します。

問い合わせ
福祉部社会福祉課（社庁舎）
☎43・0409

対象者		支給額
身体障害者手帳	1・2級	15,000円
	3・4級	8,000円
	5・6級	5,000円
療育手帳	A・B1	15,000円
	B2	8,000円
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	15,000円
	3級	8,000円
障害基礎年金（精神）	1・2級	15,000円

○2つ以上の項目に該当する場合は、支給額が最も多い項目だけが適用されます。
○障害の等級などの基準日は、平成25年9月1日です。

お悩みの方、まずはお気軽にご相談下さい
○交通事故　○債務整理・過払金請求　○相続・遺言
○労働事件　○土地・建物　○消費者事件　○刑事事件
その他一般民事を幅広く取り扱っています。
相談料30分5250円(税込)　※債務整理は初回相談無料
※法律相談は予約制です。休日相談についてはお問い合わせください。
やしろ法律事務所
弁護士　吉田圭孝（兵庫県弁護士会）
〒673-1431 加東市社508-4 白池ビル1F
TEL:0795-38-8583
FAX:0795-38-8584
http://yashiro-law.jp/
営業時間 9:30～17:30 休日/土日祝日

広告